

認証合意書

鳥取県（以下「甲」という。）と申請者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、有機農産物等の認証に当たり、次の条項により合意を締結する。

（認証に係る合意の遵守）

第 1 条 乙は、認証に係る日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号。以下「J A S 法」という。）及び関連法規（以下「J A S 関連法規」という。）並びに鳥取県有機農産物等認証業務規程（平成 1 6 年 1 月 8 日付農政第 7 6 0 号鳥取県農林水産部長通知。以下「業務規程」という。）等を遵守し、常に認証要求事項を満たすこと。

（認証の資格の維持）

第 2 条 乙は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するよう維持に努めるとともに、該当する農林物資の格付又は格付の表示を適正に実施し継続的に日本農林規格（以下「J A S 規格」という。）を満たすものとする。

（記録の保存）

第 3 条 乙は、格付に関する記録を業務規程に従い、それぞれに定める期間以上保存すること。

（認証事項の変更）

第 4 条 乙は、認証事項に変更がある場合は、業務規程別記様式第 1 2 号により遅滞なく甲へ届け出ること。

（認証に係る事業の中止及び廃止）

第 5 条 乙は、該当する農林物資の生産、製造又は取扱いを中止又は当該事業を廃止したときは、遅滞なく認証に係る情報の提供を中止し、甲へ通知すること。

（情報の提供）

第 6 条 乙は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証の範囲及び内容等について誤認を生じないようにすること。

2 乙は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証に係る農林物資が J A S 規格に適合していることを示す目的以外では行わないこと。

3 乙は、甲が同条第 1 項及び第 2 項に違反すると認め、情報の提供の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。

4 乙は、J A S マークの表示を行うときは、認証の範囲及び内容等に加え、甲の認証業

務に対する誤認を生じないようにすること。

(認証等の情報提供)

第7条 乙は、前条第1項及び第2項で定めるもののほか、認証又はJASマークの表示に関する情報提供を行うときは、認証の範囲及び内容等について誤認を生じないようにすること。

(認証書の複写)

第8条 乙は、認証書の写しを他者に提供する場合は、複製である旨を明記し、すべてを複製すること。

(調査等への協力)

第9条 乙は、第1条の条項が遵守されているかどうかを確認するために甲が実施する調査等を受入れ、協力すること。

2 乙は、前項で定める目的で甲が実施する調査に加え、乙に係る苦情の調査についても受入れ、協力すること。

3 乙は、甲が実施する調査等における検査員以外の認証業務従事者又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員等の参加について、拒否、妨害若しくは忌避をしないこと。

(格付実績等の報告)

第10条 乙は、毎年度6月末までに、その前年度の農林物資の格付実績又は格付の表示実績を甲へ報告すること。

(苦情処理)

第11条 乙は、該当する農林物資の生産、製造、取扱い、格付又は格付の表示等に関連する苦情に対して適切な処置を講ずるとともにその記録を残すこと。

2 乙は、前項で定めた記録について、甲の求めに応じて甲に利用させること。

(国への報告及び調査受入れ)

第12条 乙は、農林水産大臣の行うJASマークの表示等に関する改善命令等に違反し、又は農林水産大臣に対し報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査を拒否、妨害若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしないこと。

(認証書の返還)

第13条 乙は、認証を取り下げたとき、甲が認証の取消し、格付に係る業務（以下「格付業務」という。）又は格付の表示に係る業務（以下「格付の表示業務」という。）及びJASマーク貼付品の出荷停止（以下「業務停止」という。）の請求を行った場合は、

速やかに認証書を甲に返還すること。

- 2 乙は、認証事項の変更により認証書が再交付される場合は、速やかに従前の認証書を返還すること。
- 3 甲は、業務停止請求を解除した場合、速やかに認証書を乙に返戻すること。

(認証等の公表)

第14条 甲は、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 乙の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証に係る農林物資の種類
- (3) 認証に係る主な農産物、加工食品若しくは地鶏の名称
- (4) 認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地
- (5) 認証に係る認証番号
- (6) 認証の年月日
- (7) 乙に対する業務停止又は県が適当でないと認める格付けの表示の除去若しくは抹消の請求をしたときは、当該請求年月日及び請求理由
- (8) 乙が格付業務又は格付の表示業務を廃止したときは、当該廃止年月日
- (9) 乙に対する認証の取消しをしたときは、当該取消し年月日及び取消し理由
- (10) 乙に対する認証の取消し後、相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び県が適当でないと認める格付けの表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨

- 2 前項の事項について公表する場合は、事前に乙に通知するものとする。

(調査等の実施)

第15条 甲は、乙に対して認証事項に係る報告徴収又は立入検査、若しくは従業員その他の関係者に質問ができる。

(請求及び認証の取消し)

第16条 甲は、乙が第1条から第11条までの条項に違反し、又は前条の報告徴収の拒否若しくは虚偽の報告立入検査の拒否、妨害若しくは忌避したとき、及び農林水産大臣の行うJASマークの表示等に関する改善命令等に違反し、又は農林水産大臣に対し報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件を提出し、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査を拒否、妨害若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、認証の取消し又は業務停止を請求することができる。

- 2 甲は、乙が前項に定める業務停止の請求に応じない場合は、認証を取り消す。
- 3 甲は、認証の取消しをしようとするときは、その1週間前までに乙にその旨を通知し、弁明の機会を付与する。

(認証に係る情報の提供)

第17条 甲は、認証の手続き、費用、時間、申請者の義務、その他認証に関する情報を

配付資料「鳥取県有機農産物等認証業務について」のほか、文書等により提供するものとする。

2 甲は、J A S 関連法規及び業務規程等に変更が生じ、その内容が認証事項に関わる場合にあつては、乙にその変更内容を文章等により提供するものとする。

(機密保持)

第18条 甲は、J A S 法及び他の法律で求められる場合を除き、認証に関する業務遂行上知り得た乙の情報を、乙の同意がない限り、第三者に開示しないこと。

2 第三者から知り得た認証に関する乙の情報は、機密情報として取り扱うこと。

(合意書の有効期間)

第19条 この合意は乙の認証の取消しの日又は格付業務又は格付の表示業務の廃止の日まで有効とする。

(その他)

第20条 この合意に定めのない事項又はこの合意の履行につき疑義を生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 ○○ ○○

乙 住所
名称
氏名